

掛川市教育委員会規則第6号

掛川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年10月1日

掛川市教育委員会教育長

佐藤嘉晃

(別紙)

## 掛川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市図書館条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「所定の場所以外」を「図書館の敷地内」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（電子図書館サービス）

第16条の2 図書館は、インターネットを通じて利用が可能な図書と同等の内容を有する電磁的記録（以下「電子書籍」という。）の利用を提供するサービス（以下「電子図書館サービス」という。）を行う。

- 2 電子図書館サービスを利用することができる者は、第6条第1項各号に掲げる者のうち、第8条第1項の規定により利用者カードの交付を受けたものとする。
- 3 電子図書館サービスによる電子書籍の貸出期間は15日間以内とし、貸出点数は3点以内とする。
- 4 電子図書館サービスにより貸出しを受けた者は、貸出しを受けた電子書籍を営利に利用し、又は第三者に転貸してはならない。

### 附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。